

役員等給与規定

(役員)

第1条 この規程において役員等とは、連盟の、次に掲げる役職にある者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 顧問
- (6) 参与

(常勤役員及び非常勤役員)

第2条の2 役員中、理事長・副理事長・理事及び監事について、職務を遂行する状態に応じて次のとおり区分する。

- (1) 常勤役員
 - (2) 非常勤役員
- 2 常勤役員は、常時その職務を遂行できる体制をとる者をいう。
- 3 常勤役員は、理事長がその任務につくことを原則とする。ただし、事情により理事長がその任務につくことが困難な場合は、副理事長又は理事の中から理事長の指名を受けた者がその任務にあたる。
- 4 前2項以外は、非常勤とする。

(常勤役員の給与)

第3条 常勤役員に対する給与は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 期末手当
- (3) 退職手当

(役員俸給)

第4条 常勤役員の俸給は、別表によって決定する。

(期末手当)

第5条 常勤役員の期末手当は、6月5日及び12月5日（当日が休日の場合は、その前日）に支給する。

(退職手当)

第6条 常勤役員の退職手当は、役員退職金支給規定を準用する。

(非常勤役員の給与)

第7条 非常勤役員の給与は、別表に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 行動日当
 - (2) 食事又は食費
- 2 前項第2号の給与は、常勤役員に対してもこれを支給することができる。

(行動日当)

第8条 非常勤役員が、理事会の決定に基づいて連盟の業務に従事したときは、行動日当を支給することができる。

(食事又は食費)

第9条 役員が、理事会の決定に基づいて連盟の業務に従事し、次の各号の一に該当するときは、1回1,500円以内の食事又は食費を支給することができる。

(1) 行動時刻が正午にまたがる場合。ただし、常勤役員については、特別の用務に従事したときに限る。

(2) 行動時刻が午後6時を過ぎる場合
(役員給与の支給除外)

第10条 第7条の給与は、次の各号の一に該当するときには支給しない。ただし、特別の事情により理事会で必要ありと認めたときは、この限りでない。

(1) 行動時間が1日1時間未満の場合

(2) 旅費規程による旅費が支給された場合
(役員給与の原資)

第11条 第3条の給与は、予算の範囲内でこれを支給しなければならない。

第4章 支給日

(俸給等の支払い)

第12条 職員及び常勤役員の俸給、扶養手当、通勤手当並びに特別調整手当は、毎月21日（当日が休日の場合は、その前日）にその月分を支給する。

第13条 附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、理事会の決議を経なければ変更できない。

別表

役員等の給与は、下記の通りとする。

1. 常勤役員の俸給

理事長 月額 50,000円 通勤手当@ 6,000円及び理事手当

2. 非常勤役員の給与

理事手当 年額 18,000円

役職により次の手当を加える。

副理事長 年額 42,000円 部長 年額 24,000円

地域担当 年額 24,000円

3. 監事 年額 30,000円

4. 外部監事 年額 200,000円

5. 参与 年額 20,000円